**審査実施要領**

# １．選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

# ２．一次審査(配点：500点)

審査は吉野町ホームページリニューアル業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が300点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

## 2.1基準点(150点)

* 対象：【別紙1】ＣＭＳ機能要件一覧表
* 評価方法
1. 提案ＣＭＳの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
* 「必須」の項目に×：失格
* 「推奨」の項目に△：該当1項目につき減点
* 「推奨」の項目に×：該当1項目につき減点

## 2.2提案評価点(350点)

* 対象：企画提案書
* 評価方法

委員会において、各委員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

## 2.3価格点　構築費用(50点)

* 対象：【様式６】費用見積書（構築費用）
* 評価方法
1. 費用見積書を事務局が採点する。
2. 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

## 2.4価格点　保守費用(50点)

* 対象：【様式7】費用見積書（保守費用）
* 評価方法
1. 費用見積書を事務局が採点する。
2. 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

# ３．二次審査(配点：500点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

## 3.1プレゼンテーション評価点(500点)

* 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
* 評価方法

選定委員会において、各委員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

# ４．二次審査（プレゼンテーション）の内容

1. 日時：令和６年６月６日(木曜日)～１２日(水曜日)予定（別途連絡）
2. 場所：吉野町役場（別途連絡）
3. 出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること）
4. 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分、質疑応答15分）
5. プレゼンテーションの内容
* 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
* 実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
* CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
	+ テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
	+ 公開申請、承認フローの運用方法
	+ 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法
	+ その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント
1. プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

1. その他

プロジェクター、スクリーンは吉野町で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

# ５．優先交渉権者決定に関する特記事項

## 5.1提案者が1社の場合の取り扱い

1. 一次審査を実施し合計点が300点以上の場合、二次審査を実施する。
2. 一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

## 5.2一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

1. 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
2. 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
3. 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
4. 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。